

# 室町・戦国期の小早川氏の領主制

田 端 泰 子

【要約】 国人領主の典型とされている小早川氏について、惣領制と家臣団の問題を中心として、室町・戦国期の歴史的性格を考察しようとしたのが本稿である。応永末——嘉吉ごろの惣領職の成立は、惣領家沼田小早川氏の在地領主制転換（庶子の統制強化がその中心となる）を明瞭に示すが、転換の時期には独自にそれを促進する役割を果たした。同じころ沼田小早川氏は惣領家被官（直臣）を養成し、これと庶子よりなる家臣団を形成し、応仁・文明ごろにはこれらを代官として所領に配置する支配体制をつくりあげていた。これによって戦国期の沼田小早川氏の領主制は一段と強力なものになった。小早川氏一族の中には、沼田小早川氏、竹原小早川氏、椋梨氏という三つの型の異なった領主制があったが、結局室町・戦国期を通じて椋梨氏を代表とする庶子家は沼田小早川氏に支配され、竹原小早川氏はこれに対抗して独自の領主制を形成する。

史林 四九巻五号 一九六六年九月

## 一

本稿では、ごく素朴な視角であるが、中世後期の階級闘争における農民層の対立物の一つを明らかにするという意味で、在地領主の存在形態を説明してみたい。ところで、室町幕府成立後応仁・文明の乱までの段階を国人領主制の段階とする見方が最近多くなっているが、研究史の中では国人及び国人領主制概念はさまざまに用いられており、国

人領主制という概念は現在かたちづくられつつあるというのが実状である。したがって、正しい国人領主制概念を確立し、ひいては室町期の基本的な領主制を国人領主制とすることの可否を検討することが、現在必要な研究課題の一つであると思われる。このことを考慮に入れつつ<sup>①</sup>、本稿では、西国の国人領主の典型とされている小早川氏の領主制<sup>①</sup>を検討することによって、中世後期の在地領主の歴史的性格とその特質を明らかにし、この期の領主制が次代に残し

た課題は何であったか、つまり戦国大名への移行の問題にもふれてみたいと思う。その場合、①室町・戦国期の在地領主にとって、鎌倉期地頭領主制の基礎であった惣領制はいかなる形態でうけいられ、いかなる意味をもっていたかを惣領職に焦点をあわせて考察し、②室町・戦国期の小早川氏の領主制を保障していた家臣団の構成及び農民支配の状況について検討すること、この二点を中心に考えてみたい。

小早川氏の領主制ないし惣領制については、新田英治氏<sup>③</sup>、河合正治氏<sup>④</sup>、北爪真佐夫氏らの研究がある。新田氏の説を要約すると、氏は鎌倉―南北朝期の小早川氏の惣領制を問題にし、鎌倉初期小早川氏は一族を庄内各村落に分置しつつ、これらを惣領が家父長制的権力をもって統轄し、これは農奴制の未成熟な段階と対応していたが、地頭小早川氏は「職」の支配から次第に「下地」支配をめざした。ついで鎌倉中期をすぎるところには領家を庄倒し、同じく鎌倉中期以降庶子は各自の所領の独立の知行者としてあらわれてくるが、これこそ惣領制と呼ぶべきものであり、その特質は土地知行の主体が個々の庶子にあったことである。南北

朝内乱期になると小早川本宗・椋梨・浦・上山・舟木等々は惣領相続を行ない、その後各家の庶子たちは各家督の家臣化されていき、各家は対等な関係で同盟的結合を結んだとされる。新田氏の研究のなかでも、惣領制は家父長制の崩れた後にあらわれる体制であり、庶子の独立知行をその特質とするとされたことは、豊田―石母田論争をふまえて、氏の惣領制概念をより深めたものとして注目すべき見解であった。いっぽう北爪氏は南北朝―室町期の小早川氏を惣領制解体化と関連させて述べられたが、鎌倉前期より末期までを一貫して惣領制ととらえられ、この点で新田氏とは見解を異にしている。そして鎌倉末より南北朝期にかけて庶子の自立化による惣領制の解体化がおこり、その後は個々の在地領主の家督権強化と一揆的結合による共和的關係を主軸とする体制を保障していった、とされる。両説は庶子独立の時期にずれがみられ、惣領制の理解でも異なっているが、これらの研究から共通して導かれることは、室町期の小早川氏は沼田本宗から出た庶子の各家督が独立した所領知行を行ない、各々より出る庶子を家臣化し、その上で一揆的結合を結んだということである。しかしここで問

題となるのは(1)室町・戦国期の、庶子家の独立に対する沼田小早川氏(本宗家)の領主制及び惣領としてのあり方が明らかにされていないことであり、したがって(2)それは庶子家の一揆的結合とどのような内部的関連をもっていたのか、についても問題は残されている。つまりこれらの研究からは室町期には各家督として本宗・各庶子家を一括して各々独自に在地領主制を形成したようにうけとれるが、はたしてそうであったかは疑問であって、このような見解はあまりに庶子の独立を強調しすぎたきらいがあり、それはまた本宗家の領主制の検討が欠けていたために生じた欠陥ではないかと思われる。

また河合氏は、一般に地頭御家人層においては、南北朝動乱期に惣領職の成立を中心とする惣領制の再編成がおこり、一族一揆を形成する方向に進むが、建武新政府、南朝政府、室町幕府のいずれもが惣領職をテコに地頭御家人層を統制したといわれる。ここでは(3)このシェーマが小早川氏の場合にもあてはまるかどうか、を検討してみたい。

以上述べたように、本稿では①②及び(1)(2)(3)を具体的な論点としながら、室町・戦国期の在地領主の歴史的性格と

その特質を、小早川氏について考えてみたいと思う。  
小早川氏は一族内の惣領家・庶子家で、また庶子家の中でも領主制の形成のしかたが質的に異なっているので、これを代表的な三家(沼田小早川氏・竹原小早川氏・楳原氏)を中心に考察してみたい。このような一族の例は珍しく、小早川氏一族の中に当時の領主制のいくつかの形態が含まれているという意味で、領主制研究の好材料であるといえる。

- ① 永原慶二氏は「守護領国制の展開」(『日本封建制成立過程の研究』所収)において國人層を二類型に分類し、その一つを小早川氏や秋庭氏のごとく鎌倉以来の地頭クラスの領主層として卓越した地位を在地に樹立してきたものとされている。
- ② 新田英治氏「安芸岡小早川氏の惣領制について」(『歴史学研究』一五三)。
- ③ 河合正治氏「南北朝の動乱を契機とする武士固性格の変化」(『魚塩先生古稀記念国史学論叢』所収)、「小早川氏の発展と瀬戸内海」(『魚塩惣五郎編『瀬戸内海地域の社会史的研究』所収)。
- ④ 北爪真佐夫氏「南北朝・室町期の領主制の発展について——小早川氏の惣領制解体化と関連して——」(『歴史学研究』二四六)。

二

小早川氏の祖は土肥夷平で、本貫は相模国土肥郷であつ

たが、元暦元（一一八四）年実平が平氏追討戦に際し備前・備中・備後の守護に任ぜられて以来西国と関係をもつようになり、実平とその子遠平はおもに備後国などで実力で庄園を知行していたが、公家側の反撃にあつて次第に追い出されている<sup>③</sup>。いっぽう遠平は安芸国の安直・本庄・新庄を勲功の賞として獲得し、これによって小早川氏の安芸定着の基礎がつくられた。しかし小早川氏（土肥氏）の発展は以後直線的になされたのではなく、建保元（一一二二）年の和田の乱に土肥維平が義盛に組したため誅せられ、一時危機に陥っている。これは維平のかわりに平賀氏より景平を養子に迎えること<sup>④</sup>によって切り抜けたが、小早川氏が安芸に本拠を移したのはこの乱が契機となっている。景平の子茂平は沼田本庄とともに都宇竹原庄の地頭職をもっており（後者は承久の乱に都宇竹原庄の庄官等が生口島の庄官等とともに京方に加わつたため所職を没収され、かわつて小早川氏に与えられたものである）<sup>⑤</sup>、この代に沼田新庄を本拠とする椋梨氏を分出し、その子雅平の代に兄弟政景の系統で都宇竹原庄を本拠とする竹原小早川氏が分れた<sup>⑥</sup>。この三家からまた多くの庶子家を出しているが、小早川氏の領主制は三家を中

心に形成される。まず沼田小早川氏から検討したい。

沼田小早川氏は椋梨氏・竹原小早川氏の二大庶子家を出したあと、おもに沼田本庄（本家蓮華王院）で領主制を形成している。その所領は第一表に明らかになく一代一代の変動が大きく、ほぼ一貫して伝えられたと思われる所領は沼田庄本郷、乃美郷、伊豫国越智郡内大島、七条大宮籬屋地四半町、東山霊山内平松敷地のみであるから、領主制の拠点となるのは沼田庄本郷を中心とする部分だけであったことがわかる。他の所領の変動が激しいのは庶子に分割されたためであると考えられる。鎌倉末より進行する分割相続を基礎とした庶子家の独立、というのがこれまで力説されてきた見解であり、第一表を見る限りではたしかにこのような考えも妥当であると思われる。しかし室町期小早川氏の事態は、それとは逆の方向に移行しつつあった。

所領のうち沼田庄本郷について、次のような注目すべき事実がある。応永二十一（一四一四）年沼田庄本郷は則平から持平に「沼田庄本郷惣地頭職惣公文職検断事、除庶子」として与えられたが、康正元（一四五五）年には獮平より又齋丸（敬平）に「沼田庄惣領職悉」として譲与され、さらに

第1表 沼田小早川氏の所領

	朝平	貞平	春平	則平	持平	熙平	敬平	扶平
沼田庄内小坂郷	△		●	○	○地,公,檢	○		
野美郷	△						○	○
沼田庄内安直方潟島新田内	○							
ノ新田2町	○							
沼田庄内舟木郷	△(家直跡)			○時貞名		○	○半分(小泉氏より)	
造内果部庄			△(下総の替)					
能見島庄			△(ノ)					
志芳野郷			○(伯父より)		○半分国,公	○		
戸郷					○地,公,惣檢	○		
沼田本郷					○惣地,公,惣檢	○	○沼田庄惣領職	○沼田庄惣領並び寺領社領
安直本郷					○惣地,公,惣檢	○		
御名(大崎島)					○	○		
安直塩入新田並びに新開					○			
新田(寄進残方)					○			
市後新田・木々津新田					○			
新庄西郷					○公			○
久芳郷					○久芳保	○久芳郷		
大崎島中東壺岐島					○			
(一期領主跡)					○			
領家名島				○		○		
大崎井村				○中浦	○東浦	○	○大崎両庄	○大崎島両庄
河内草村				○半分	○半分	○		
大草						○		
新庄田万里村							○半分(小田氏より)	○
高崎浦並びに福田浜								○
真良村								○
洲並木								○
佐子羽透方								○
椋梨内守行・戸坂・兼近								○
中和本郷								○
沼田庄内近年開発新田								○
伊予国高市郷								△
伯耆国天満郷		△(家直跡)						
ノ西庄		△(ノ)						
伊予国越智大島					○2分の1(小泉氏より)	○4分の1地	○4分の1地	○4分の1
周防・長門平井祥助跡				△				

	朝平	貞平	春平	則平	持平	熙平	敬平	扶平
七条大宮籌屋地				○	○	○	○	○
八条大山宮地				○	○	○	○	○
北靈山平松氏一				○	○	○	○	○
鎌倉米町路郡上村散				○	○	○	○	○
針小蒲生村光名杭部				○	○	○	○	○
近江中久国深				○	○	○	○	○
備後国勢				○	○	○	○	○
伊勢				○	○	○	○	○

〔備考〕 地-地頭職、公-公文職、検-検断、国-国衙職、惣地-惣地頭職、惣公-惣公文職  
 △ 新恩給地。○ 讓状をもって伝えられた所領で、系図に記載されているもの。  
 ● 讓状をもって伝えられた所領であるが、系図に記載されていないもの。

敬平より扶平へは延徳三（一四九二）年「沼田庄惣領職悉并寺領社領」として与えられている<sup>⑩</sup>。これをみると「惣地頭職惣公文職検断事、除庶子分」から「惣領職悉」への転換が、十五世紀中ごろになされていることがわかるのである。

この転換を具体的に検討してみよう。沼田庄内舟木郷は茂平の第一子経平が舟木を称していることから庶子舟木氏の所領であったことがわかり、事実建武三（一三三六）年経平の孫小早川中務入道道円（貞茂）は伯耆国富田庄内天万郷一分地頭職とともに「沼田庄舟木郷内地頭職」を安堵されている<sup>⑪</sup>。ところが文和三（二三五四）年幕府より舟木郷二分方が沼田小早川貞平に預けられ、ここに舟木郷の一部分が本宗家のものとなっている。この部分は永享五（一四三三）年沼田小早川則平知行分の「船木郷内時貞名三十貫文除庶子分定」にあたる<sup>⑫</sup>と考えてよい。とすると永享ごろまで庶子分所領は明確に惣領家分と区別されていたことがわかるのであるが、この惣領家分は敬平以後独自のかたちで所領としてあらわれず、ただ「惣領職悉」という表現の見えるのみである。同じことは沼田庄内安直本郷についてもいえ、この地は応永二十一（一四二四）年沼田小早川氏が庶子分を除き「惣地頭職惣公文職検断」権をもっていたのに、敬平・扶平の時代には独立した所領としてあらわれず、庶子分を除くという記載もない<sup>⑬</sup>。「沼田庄惣領職悉」に集約されているのである。このような表現の変化は、沼田庄内二郷の惣領家・庶子家の所領が一括して惣領家の統制下に入った

ことを意味すると考えられる。その後この二郷内の惣領分を庶子に与えたという史料のみられないことも、この考えを裏付ける。したがって十五世紀半ばより十六世紀はじめまでには、沼田小早川家が沼田庄惣領職を所有し、個々の庶子の支配を含み込むかたちで一括して沼田小早川氏が支配する、という体制ができていたと考えられる。だから「惣領職悉」という表現のなかには、惣領の直接支配地（沼田本郷、安直本郷惣領家分等）と、庶子の所領であるが惣領の統制をうけるもの、の二種が含まれていたのであり、惣領職は単なる名目の職ではなく、惣領の庶子支配強化という実体を含むものであると思われる。

このことは「惣領職」そのものを検討することによって、より明らかになる。大内政弘書状や足利義視御内書等を見ると、惣領職とは「惣領家の一跡」と理解されているのがわかる。その最初の例は後述の応永末―嘉吉の場合である。一跡とは跡目・家督という意味であるから、所領支配だけではなく讓状の文言にある諸役の庶子への配分・徴収権等も含む、継承されるべき惣領家の支配体制を示す概念であると考えるとよい。だから惣領職とは、具体的には所領を中

心に、諸役の庶子への配分・徴収権、御判証文類・重代鑑・太刀等惣領家の権威を象徴する物品などを指し、これらを含んだ惣領家の全支配体制の表現であると思われる。

これまでの研究では、惣領職は幕府の安堵をうけることが明らかにされており、<sup>20</sup>その場合惣領職を受け継ぐ者の決定に対して、幕府権の介入したことは当然である。その顕著な例は則平死後の惣領決定に際して、応永末―嘉吉にかけて持平→瀧平→盛景（竹原小早川氏）→瀧平と、幕府の命により惣領職が転々と移動したことである。しかしこの場合、従来は惣領職による幕府の一方的な在地領主支配のみが強調されていたが、子細にみるとむしろその逆であることがわかる。この時期が幕府専制の時期にあたっているということも考慮しなければならぬし、持平→瀧平については幕府は小早川氏の悔返し権を承認したうえで処置したのであり、<sup>21</sup>盛景に与えられたのは持平・瀧平兄弟の対立に対する一時の便宜的な異例の処置にすぎなかったのであって、それはこの時に限って十六の庶子家あてに命が伝えられていること<sup>22</sup>によってもわかる。つまり惣領職を継ぐ者の決定は小早川氏側に主導権があり、幕府は原則的にはそ

れを承認するという関係にあったと考えられる。惣領職が譲与の対象になるといふこと自体、在地領主がそれを受け継ぐ者の決定の主体であったことを示すものであろう。またこの例から、小早川氏における惣領職成立の時期は応永末—嘉吉のころであったこともわかった。

鎌倉—室町期の相続形態については、従来新田氏らの分割相続（鎌倉期）↓単独相続の一般化（鎌倉末・南北朝期）↓単独相続の普及（室町期）という理解が一般的であり、河合氏の惣領職の觀念の形成（鎌倉後期）↓惣領制再編成という考えも、氏は惣領職を単独相続の出現と結びつけてとらえられているから、大筋においては前記新田氏らの考えをより発展させたものとして、一括できると思う。しかしこれまでみてきたことより、私は小早川氏の場合、惣領職は相続形態の変化の上では分割相続から単独相続への過渡期を示す形態であり、惣領職の成立は相続形態変化上の一現象としてとらえるより、むしろその本質は領主制の變化を示す点にあったこと、つまり惣領職は鎌倉時代以来獨立して在地領主制を形成してきた庶子家を再び惣領家の領主制下にくみいれる役割を果しており、惣領家はこれをテ

コに従来の惣庶関係を主従関係に転換しようとしたのであると思う。惣領職・名跡相続は従来、単独相続に移行した後にはあらわれる現象であると考えられていたが、単独相続に移行すれば、もはや「惣領職」という言葉は意味をもたないことは明らかであり、むしろ単独相続への過渡期に使用されるものと考えた方がよいと思われる。現に小早川氏の場合系図を見ても、惣領職譲与の最後の例である敬平—扶平時代までは、惣領職を成立させながらひきつぎ新しい庶子家を出しているが、以後は有力庶子家を新たに出すことはなくなり、単独相続に移行している。このように惣領職は分割相続から単独相続への過渡期を示す形態であり、その本質は在地領主制の強化（庶子支配の強化）にあったと考える。

ではなぜこの時期にそのような事態が生じたのであろうか。その背後にはさまざまな要素があると思われるが、第一には惣領家の莊園領主に対する関係の變化である。沼田本庄はほぼ二百五十町の広さをもつ莊園で、永徳三（一三八三）年ごろには、沼田小早川貞平（本明）跡半濟年貢として毎年三十貫文を領家（その名は記されていない）に納入



する契約が結ばれているが、この契約は貞平が永和元（一三七五）年に死んだため、納入額再確認の意味でなされたものであろう。ここでいう半済とは、沼田小早川氏と領家の間に年貢米の折半が行なわれ、領家分三十貫文を沼田小早川氏が請切りとして納入することになっていったことと解される。但し「沼田庄領家内備後入道本明跡半済所務職事」と記されているから、三十貫文は沼田小早川惣領家のみの請切額を示し、沼田庄内庶子分は問題外となっていることがわかるが、領家に対しては半済を獲得し、しかも領家分の請切りまで行なうほど惣領家は有利な立場を築いていたのである。ところが約二十年後の応永十二（一四〇五）年ごろには、領家分として百五十貫文を納入することになっており、その内訳は次の通りである。

立申起請之事

安芸沼田庄領家職之事

合

六拾貫文 則平知行分

百七十貫文 庶子等さたおいたす分

百七十貫文 庶子等ちぎやう仕候分

已上四百貫文内百五十貫文  
まい年さたをいたし候、

右、かくのことくけいやく申候御年くのほかへ、もし分二おいて、則平さらにちぎやう仕す候、…（後略）…

これは文面よりみて永徳の場合と異なり沼田庄全体の領家分であって、庶子分も惣領が一括して納入したことがわかる。沼田小早川氏の庶子支配権が対荘園領主関係においても強化されていることが知られる。この場合も請切りであり、それに加えて沼田小早川則平は幕府から下地の領知権を認められているのが注目される。

（義徳）  
（花押）

安芸国沼田庄領家職事、於本所年貢百伍拾貫文者、無懈怠可致沙汰、至下地者、早小早河美作守則平可領知之状如件、

応永十二年二月廿八日

これを見ると領家職は本所（蓮華王院と考えてよいだろう）

への一定の年貢と、小早川氏の在地支配権に分解していたことがわかる。したがって十四世紀から十五世紀初頭にかけての時期には、沼田小早川氏の荘園領主に対する優位はほとんど決定的なものになっており、それを通じて庶子支

配も強化されたのであった。

次にみておかねばならないのは、安芸国人衆の中での小早川氏の位置である。室町初期より安芸守護職は武田―小川―渋川―山名とうけつがれ、山名氏が地頭以下の所領確認を幕府の命をうけて行なおうとしたのに対し、応永十一(一四〇四)年国人衆三十三人は同心して本領没収に対抗したが、小早川氏はこの契約には加わっていない<sup>③</sup>。このころより応仁の乱ごろまでは国人勢力の伸張期にあたると思われるが、その場合小早川氏・毛利氏は特に重要な位置を占めており、文安二(一四四五)年幕府が諸国に課した造内宮役夫工米は、安芸では沼田郡の分を沼田小早川瀬平に、吉田郡の分は毛利瀬房に催促させている。また宝徳三(一四五二)年安芸・石見両国内で伊豫発向の兵を催促する権限を与えられたのは竹原小早川弘景・杉原伯耆守であり、小早川氏や平賀氏に対する所領安堵も幕府から直接行なわれている<sup>④</sup>。つまりこの時期には幕府が有力国人を直接把握しようとしたのであり、なかでも小早川氏の地位は他の国人よりぬきんでいたのである。しかし小早川氏は幕府の命に従って軍勢催足や反銭徴収を行なう程度で、一国単位に

守護権を代行するほどではなかった。応仁から文明のはじめにかけて再び武田氏が守護となったが、明応ごろより国人は離反していき、毛利・小早川・平賀氏らと同盟の関係を結んだ大内氏が安芸をおさえる。大内氏配下の安芸国人層は永正九(一五二二)年天野、平賀、竹原小早川、吉川、毛利、阿曾沼、高橋氏らが盟約を結び、互いに違背しないことを誓っており、国人層の集団としての意見が個人の思惑に優先することを決め、衆中の親類被官人の事も相談によって取り決めることにしている。大内氏配下でありながら国人の地域的連合が強固に存在していたことは、大名権力による安芸国人の家臣化の困難さを示している。いっぽう毛利氏も享祿ごろより安堵や預置き、また盟約を結ぶというかたちで国人を組織していった。特に盟約は、天文十二(一五五三)年の毛利、小早川、平賀三家の盟約<sup>⑤</sup>の他、阿曾沼、熊谷、山内、宍戸氏等とも同盟的な関係を結んで旗下に組み入れているが、これを見ると国人の統制は毛利氏にとって困難な課題だったのであり、その基礎には室町・戦国期を通じて国人の自立割拠と地域的連合があったのである。毛利氏は配下に組み込んでも国衆・外様は容易に家

臣化できず、檢地にしても国衆・外様の本領には一度も行なえなかつたといわれるのも、<sup>⑤</sup> 国人の安芸における強固な在地領主制の確立を示している。このように小早川氏は安芸守護の交替には根本的にはわずらわされることなく、国人層の中でも特に自立的なたちで、室町・戦国期を通じて一貫して在地領主制を維持してきたのである。そのため要請されたのが惣領職による本宗家への集中・強力な一族結集であった。例えば後述の小泉氏・小田氏が惣領家に所領安堵を求めた理由が平賀氏の押領にあったことを考えれば、<sup>⑥</sup> 明白であろう。

第三に、そしてこれが最も主要な原因であったと思われるが、農民の存在形態の変化である。小早川氏の領主支配が惣領職をテコに転換されざるをえなかつたということ自体、十五世紀前半までにみられた農民層の著しい成長への対応であると考えらるからである。永享五(一四三三)年の史料によれば、旧名・舟木郷内時貞名からこのころには八つの百姓名と三つの散田化した部分が成立しているが、<sup>⑦</sup> このような事態もその一端の表われであると思われる。

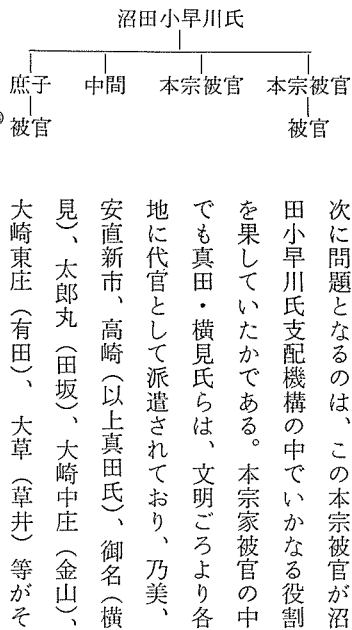
第四に、庶子家側からの求心化要求があげられる。室町

期、庶子家の間に一揆的結合が存在することは四で述べるが、それとは逆に室町期を通じて惣領家への求心化が進行し、応仁・文明以後それはいっそう明確な運動となつてくるのである。つまり庶子自ら所領を惣領家に与え、その保護下に入るものがあったことが注目される。応永三十(一四三三)年庶子小泉氏は代々知行してきた伊豫国越智大島の半分を沼田小早川氏に譲り、かわりに惣領家の扶持に与えることを契約している。<sup>⑧</sup> この傾向は応仁・文明以後はいっそう顕著となり、小田氏が田万里村半分を、小泉氏が造果保半分を与えて惣領家から所領安堵を受けようとしている。<sup>⑨</sup> このような室町期・戦国初期に一貫してみられる庶子家の惣領家への求心化傾向が、惣領職成立の直接的背景であったと思われる。

第五に、それより重要なのは、庶子家内の求心化要求を受けとめ、いっそう促進させることができた惣領家のあり方である。十四世紀末、掃部助頼秀は沼田小早川春平に知行の在所野美郷の安堵を願ひ、小坂郷を父の所領と称しているが、<sup>⑩</sup> 野美郷・小坂郷は沼田小早川朝平が元弘三(一一三三)年に当知行を認められていたから、その後両所は

惣領家から庶子家に与えられたことがわかる。ところが頼秀の父の時代に所領であった小坂郷は、このころ再び惣領家の手に渡り惣領家が幕府の安堵を受けており、頼秀は今後山名方への奉公を止め小坂郷を違乱しないと誓い、そのかわり惣領家から野美郷(7)の安堵を受けようとしたのである。これを見ると惣領家は庶子分所領を自己の手に集める権限をもっていたのであり、それを行使して庶子が惣領家から離れて上級領主の家臣となることを阻止したのである。このような惣領家の庶子所領進退権や先述の領家分年貢・諸公事の配分徴収権を別にしても、戦闘の際の一族統率等も惣領家の位置を一族の中心と認識させるのに役立ったであろう。しかし小早川氏の場合、求心化の最も特徴的で最も強力な要因は、惣領家「被官」の養成を中心とする家臣団の形成である。庶子家と並んで沼田小早川氏の支配機構に重要な役割を占めているのは「被官」であり、応仁二(一四六八)年細川勝元一見状によれば、小早川瀧平の配下として中間とは別に真田、横見、田坂等の名があげられているが、これは細川方よりの感状などにしばしば「族被官人」「一族親類」という表現のみえることや、文明七(一四七五)年

沼田小早川敬平の提出した合戦注文写に横見、田坂等が「小早川浦被官窪田新藏人」等と異なり、単に「被官」とのみ記されていることなどよりみて、沼田小早川氏の被官であったことがわかる。さらにこの合戦注文写から、庶子家の式分、浦、舟木氏や本宗家の被官真田氏らも被官をもっていることが知られるから、文明ごろの沼田小早川氏の武力構成は次のようなものになる。



次に問題となるのは、この本宗被官が沼田小早川氏支配機構の中でいかなる役割を果していたかである。本宗家被官の中でも真田・横見氏らは、文明ごろより各地に代官として派遣されており、乃美、安直新市、高崎(以上真田氏)、御名(横見)、太郎丸(田坂)、大崎中庄(金山)、大崎東庄(有田)、大草(草井)等がそれにあたる。また小坂公文代官(真田、有田)、大崎中庄公文(高橋)、大崎東庄公文(望月) になっているものもあり、高橋は本宗家の被官、望月は庶子木梨氏の被官である。庶子分所領のある乃美、大草郷の惣領家分に代官がお

かれていることが注目される。草井、国貞氏は庶子であるのに被官と同列におかれており、特に草井氏は竹原小早川氏系の庶子であることも注意してよい。また有田氏は竹原小早川氏の内の者（後述）であったが、そこから離れて沼田小早川氏に属しているのがわかる。代官となつてゐる被官層はまた「奉行人」<sup>⑤</sup>として沼田小早川氏所領支配の中心であった。したがつて文明段階には沼田小早川氏は所領に代官を派遣して支配させる方法をとつており、代官の多くは惣領家の被官で、庶子家をも代官の地位に置き、残る庶子分所領にも代官を配置することによつて庶子に対する統制を強めたのである。そして沼田小早川氏の家臣団形成の特徴は、沼田小早川氏系の庶子・直属の被官人を組織するばかりでなく、竹原小早川氏の庶子や家臣団内部まで侵食するほど強方に編成されていたことにある。

沼田小早川氏の庶子統制はその後ますます進行し、長享ごろには沼田小早川氏の兄弟を含めて庶子の家臣化はほぼ完成していたとみられる。例えば乃美氏は応仁・文明の乱で大内氏に従つたため所領を没収されたが、長享二（一四八八）年沼田小早川敬平の弟是景が乃美氏を継ぐにあつた

て、惣領家は幕府の裁定を待たず独自に乃美是景に所領を預置しているし、是景が小泉兼弘の知行分を契約によつて得たのに対し、明応四（一四九五）年この地を安堵している。庶子の家臣化を基礎に、その後は家臣団内部の均一化が進められた。すなわち、永正十（一五二三）年竹原・沼田両氏の養子縁組に際して一味同心を申し合せた兩家の家臣のうち、沼田小早川氏の家臣には以前の庶子・直属被官の別はなくなつてゐる。実際に行なわれたかどうか、またその内容を知ることにはできないが、長享二（一四八八）年には沼田庄検地について奉行を仰せつけられた人々が、不正をしないこと、今後とも一味同心して殿様（沼田小早川氏）に奉公することを誓約しており、<sup>⑥</sup> 検地を行なう程の強力な在地支配をなしたのも、こうした家臣団整備が原動力になつてゐると思われる。

真田氏や横見氏等奉行人層は被官中でも最も有力な人々であつたことは先述の通りであるが、彼らは応仁・文明ごろより突如として重要な地位を占めたのではなく、室町期を通じて沼田小早川氏内部に一定の役割をもつて存在していた。すなわち十五世紀半ばには沼田小早川氏の家政を取

扱うことにより、すでに確固とした勢力を築いている。文安五（一四四八）年、惣領家で一括して納入する領家納入物について、彼らは各庶子家からの納入を一々書上げ、必要な諸経費をさしひくという事務処理を行ない、未進を催促しているのは、本宗被官の役割を端的に示しているが、文安四（一四四七）年には仏通寺上棟に沼田小早川氏、庶子家と並んで真田、田坂、金山、土屋氏らは錢貨を出しており、このころより庶子家と並ぶ勢力を築いていたことが知られるのである。つまり沼田小早川は室町期を通じて一方では庶子家の所領支配を認めながらも、一方では直臣をかかえ、沼田小早川氏の家政を行なわせて庶子家の統制を彼らを通じて行ない、文明段階になると、それまで独立していた庶子と被官の関係を、庶子の一部をも直臣・被官と同列におくことよって沼田小早川氏の代官として直臣・庶子を配置するという体制を築き上げ、十六世紀はじめごろまでには完全に庶子を家臣化し、それを基礎に家臣団の均一化を行ない、検地を行ないうる程強力な支配機構をつくりあげていたのである。

① 吾妻鏡建仁二年五月卅日の条。

② 同元暦元年二月十八日の条、佐藤進一氏『鎌倉幕府守護制度の研究』参照。

③ 同文治二年七月廿四日、九月五日、建久元年八月十九日の条等。

④ 小早川家文書一五一（『大日本古文書家わけ十一』所収）。

⑤ 吾妻鏡建保元年閏九月十九日の条。

⑥ 小早川家系図、沼田小早川家系図『大日本古文書家わけ十一』所収。

⑦ 小早川家証文二（同）。

⑧ 次頁小早川氏略系図参照。

⑨ 小早川家証文五三。

譲与嫡子左衛門尉持平所領事

一安芸国沼田庄本郷惣地頭惣公文職檢断事除庶子

一安直本郷惣地頭惣公文職檢断事除同

一御名事除同前、

（以下略）

⑩ 小早川家文書三九。

（端裏書）

「目錄」

所々目錄事

一安芸国沼田庄惣領職悉

一同国大草村 大崎両庄

一伊豫国大嶋四分老地頭職

一東山靈山之内平松敷地

一七条大宮掃地

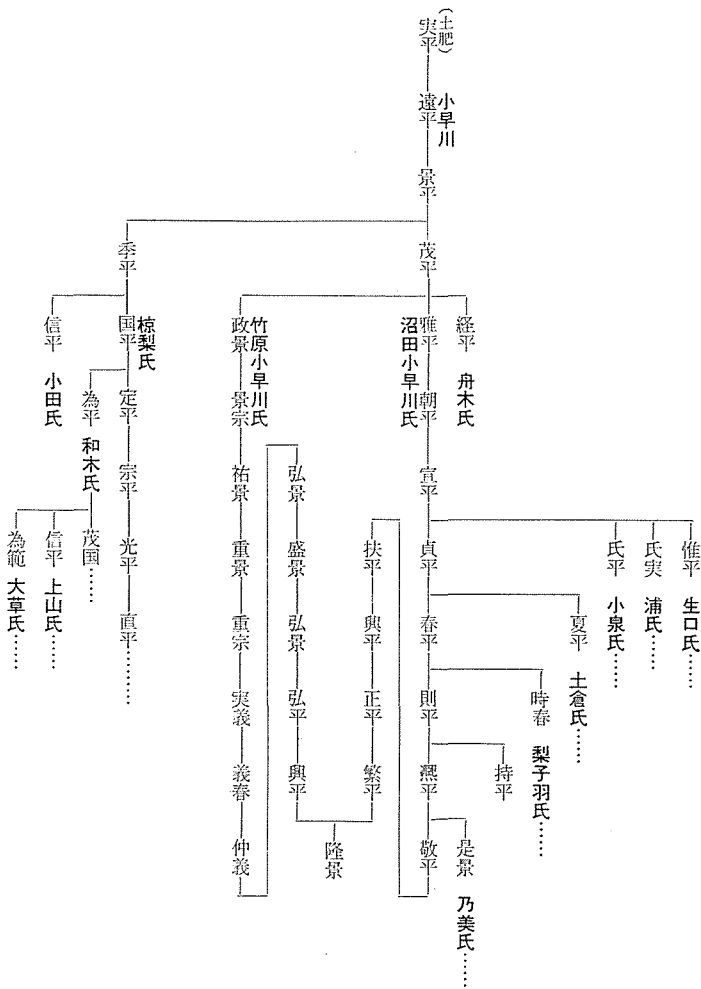
（以下略）

⑪ 小早川家文書四八。

（端裏書）

「目錄」

小早川氏略系図



小早河美作守敬平当知行所々目録事

一安芸国沼田庄惣領職悉寺寺領社領

一同国大崎嶋両庄

一同国乃美郷

(以下略)

⑬ 沼田小早川家系図。

⑭ 小早川家証文二六。

⑯ 参照。

⑰ 小早川家文書五六。

⑱ 小早川家証文六一。

⑲ 参照。

⑱ 小早川家証文三七八。

⑲ 小早川家文書八三。

㉔ 小早川家文書八一。

小早川一跡事、雖被仰付又太郎熙平、依無正狀、被退彼熙平、被充行  
小早河太郎四郎盛景訖、早可被存知之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年三月十六日

左兵衛尉

浦參河守殿

生口刑部少輔殿

小田出雲守殿

梨子羽又四郎殿

秋光駿河入道殿

椋梨子常陸守殿

船木上総介殿

土倉備中守殿

上山安芸守殿

乃美三郎殿

大草駿河守殿

清武遠江守殿

和木左京亮殿

近宗備前守殿

能良彦四郎殿

小泉駿河守殿

已上十六通

㉑ 小早川家文書三九、四十、四九。

㉒ 河合正治氏「南北朝の動亂を契機とする武士団性格の変化」(『魚澄  
先生古稀記念國史學論叢』所収)。

㉓ 小早川家証文六〇、小早川家文書三五、一五、一六等。

㉔ 參照。

㉕ 新田英治氏「中世の相統制」(『家制度の研究(上)』所収)。

㉖ 河合氏前掲論文、「鎌倉武士団の構造」(『岩波講座日本歴史5』所  
収)。

㉗ 參照。

㉘ 小早川家証文一〇。

㉙ 沼田小早川家系圖。

㉚ 小早川家証文四〇。

㉛ 福原文書。

㉜ 小早川家証文九五、九六。

㉝ 小早川家証文五〇八、平賀家文書一六三。

㉞ 熊谷家文書一九、陰德太平記卷一等。

㉟ 小早川家文書八九、平賀家文書四五等。

㊱ 平賀家文書一六八。

㊲ 吉川家文書三八二、三八三、熊谷家文書一三〇、一三二、一四〇、  
平賀家文書七九、九〇等。

㊳ 平賀家文書七九。

㊴ 『新修広島市史』第三卷六八頁。

㊵ 同書六九、七〇頁。

㊶ 小早川家証文二二七、二二六。

㊷ 小早川家証文六三。

㊸ 小早川家証文五五。

伊豫國越智郡内大嶋事

右為彼嶋勲劫賞、興平代々押領地也、但依有志、彼嶋半分次郎左衛門  
尉殿持平永代所讓申突也、如是申談上者、於子孫不可有異儀候、隨而  
興平事、每事可預御扶持候、仍契約狀如件、



応永卅年

二月六日

(小早川)  
駿河守興平 (花押)

(持平)

沼田殿

④6 参照。

④9 小早川家証文三〇。

⑤0 小早川家証文一五四等。

⑤1 小早川家証文一五四、一九一、一四〇等。

⑤2 小早川家証文一九七。

⑤3 文明七季乙未三月五日、於芸州沼田真良討捕頭、并太刀打分捕手

負等人数之証文

(中略)

被官 横見弥五郎 被官 田坂大炊助分捕有之

小早川舟木被官

被官 式分又五郎分捕有之

安東彦七郎

同真田美濃守被官 豊田平右衛門尉分捕有之……(後略)……

⑤6 小早川家証文二二〇。

⑤7 小早川家証文二二〇。

⑤8 小早川家証文二二〇。

⑤9 萩藩閩録一四。

⑥0 小早川家証文二二二、二二三。

⑥1 小早川家証文二六四、四二五。

⑥2 小早川家証文二二二、二二三。

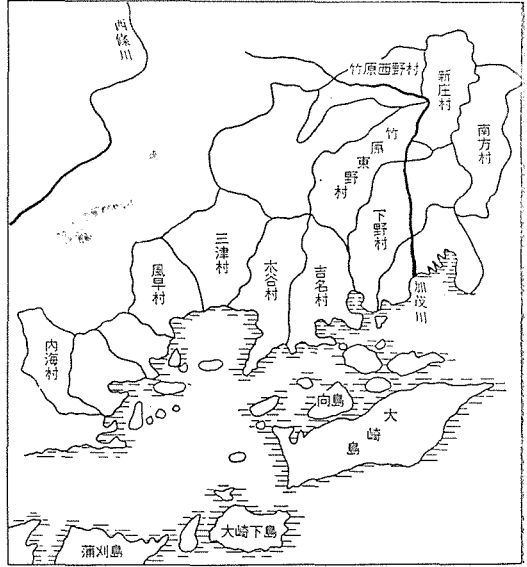
⑥3 小早川家証文九八。

三

竹原小早川氏は都宇竹原庄(総田教約百五十町と推定される、領家鴨御祖社)①を本拠として領主制を形成している。貞

治二(一三六三)年を転機として、原則的には単独相続に移  
行した竹原小早川氏は、室町・戦国期を通じて都宇庄(地  
頭・公文・検断職↓地頭職)、竹原庄(同)、沼田庄内梨子羽  
(地頭門田五町↓南方地頭職)、鎌倉米町(在家一宇跡↓屋地)、  
備前国裳懸庄(地頭職同所職↓)を一貫して相続し、新恩給  
地も後代には確実に伝え、着実に所領を拡大している。③  
町期の竹原小早川氏は十五世紀前半から中ごろにかけて  
(弘景―盛景―弘景の三代)所領をもっとも拡大しており、  
安芸国内では都宇庄・竹原庄・沼田庄内梨子羽郷南方・三津  
三浦(三津・木谷・風早三ヶ村)・吉名村(以上地頭職をもつ)・  
高屋保・兼武名・波多見島・内海村をもち、安芸以外では  
備前国裳懸庄(地頭職)・美作国打穴上下村・相模国成田庄  
藤太作・阿波国助任郷・鎌倉米町屋地・京都四条油小路屋  
地が所領であった。このように室町期の竹原小早川氏の所  
領には①所職(地頭職)・所領の両方をもつもの、②所領  
のみ、の二種があるが、①の所領を地図によって確かめる  
と、安芸国内では都宇・竹原を中心に西の海岸線にそって  
連続してのびているのがわかる(第一図参照)。したがって  
竹原小早川氏は都宇竹原庄を中心とする地域を一元的に所

第1図 竹原小早川氏の所領  
(芸藩通志より作成)



有し、これらの地の地頭職をもって領域的一円支配を行なっていたとしてよいだろう。

次に所領の中核である都宇竹原庄での領家との関係であるが、十五世紀中ごろ竹原小早川氏（弘景、盛景）がもっていたのは領家鴨社の代官職であり、年貢公事物、人夫を領家に納入することが契約されている<sup>④</sup>。代官職という名であること、賀茂社の遠く京都にあることを思えば、事実上

請切りになっていたものと推測される。それに加えて寛正四（一四六三）年「都宇竹原両庄地頭職、同国梨子羽郷南方地頭職、付吉名村同国三津三浦地頭職、并四条油小路屋地等」は、幕府によって反銭臨時課役人夫諸公事を免除され、守護使不入の地と認められている<sup>⑤</sup>。この守護不入権確立は、荘園領主の守護に対するそれではなく、国人領主の守護に対する不入権確立であることが注目される。したがってここに領域的一円支配から領家代官職を得、守護権を排除して、十五世紀後半には竹原小早川氏の一元的領主権がほぼ確立したと考えられる。

このような竹原小早川氏の領主権を保障するものは、家臣団の形成であった。十四世紀末ごろより応仁ごろまでに、竹原小早川氏は①一家一属、②家子、③内の者、④中間、⑥の四階層からなる家臣団を組織している。

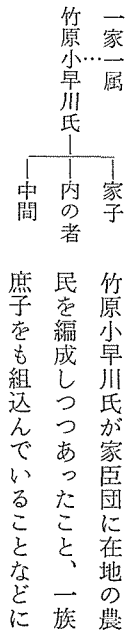
- ① 一家一属——別分（分割相続で分与された別の所領）をもつ。
- ② 家子——一族庶子で扶持を与えられたもの。所役がかけられ、そむけば知行分を没収される。
- ③ 内の者——竹原小早川氏と血縁関係はない。これにつかえていたものを竹原小早川氏が内の者にとりたてた例も

ある。手嶋衆・横田衆等「…衆」といわれるものも多い。忠勤の度合、家の有無、名字の有無によって上下の序列が決められている。名字のないものは「よこ田衆などはちかき中間にて、これ名字候へす、新左衛門も百姓にて候つる、よこ田同前にて候」とあるから、百姓出身であることがわかる。したがって内の者は百姓出身か、地侍に近い百姓から構成されていたと思われる。

④中間——名字はない。したがって百姓出身と考えてよい。竹原小早川氏の間中で内の者の下人になったり、家子に使われるようになる者もある。竹原小早川氏が具足を与えている。

このうち一家一属を竹原小早川氏は家臣化できず、同盟的關係を結ぶのが精一杯で、庶子草井氏などは竹原小早川氏を離れて沼田小早川氏の家臣団に吸収されている。したがって家臣といえるのは家子以下の三者であり、中間は竹原小早川氏の身辺直屬の家臣で、所領に配置されたのは家子と内の者であろう。なぜなら、家子の内裳懸・木谷、内の者のうち風早・内海衆は、それと同名の所領があることは前述の通りであるが、その所領とこれらの家臣とは、これ

らの地が竹原小早川氏の所領となったあとでこれらの人々が家臣としてあらわれるという関係にある(木谷・裳懸)か、あるいは内海衆が新参といわれているように百姓あるいは地侍的百姓が服属したと思われる(内海衆・風早)か、いずれかの関係にあるからである。前者は家子の竹原小早川氏所領への配置を示し、後者は所領獲得とともにその地の百姓あるいは地侍的百姓を家臣化したことを示す。竹原小早川氏が「内の者を召使うことは大事である」と子にいい置いているのを見ても、血縁関係のない者を配下に組入れることのむずかしさとともに、内の者が家臣団内に占める重要性が理解できる。したがってこの段階での家臣団構成は次のようになる。



は進歩性が認められるが、(1)別分を持つ庶子を家臣化できなかったこと、(2)家臣団は巾広い層を含み、しかもそれらを在来の地位のままかかえこんでいて、新たな編成原理で組織しなおせていない点、(3)その結果、そしてまた竹原小

早川氏の間が内の者や家子に直屬するようになって例や内の者である有田氏が沼田小早川氏の家臣となつて例にもみられるように、家臣団組織が強固なものではなかつたことなどの矛盾も、それには内包されていたのである。

十六世紀前半になると、このような家臣団も、重臣と目される連中には以前の家子・内の者の区別はなくなつてゐるから、竹原小早川氏との血縁關係の遠近による家臣の序列という古さをすでに捨て去り、一樣に家臣として扱ふ、よりいっそう整備されたものになつてゐることがわかる。

また合戦注文写に

(安芸)  
天文十年正月三日於吉田手負注文写

興景手之衆

矢疵一ヶ所弓手ひき口

日名内少輔次郎

左ノすね

日名内少輔二部内  
中間小三郎

弓手腕

川井大炊助内  
鳥田助七

弓手腹

同内  
中間四郎兵衛

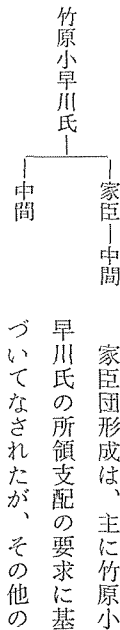
左ノきゝ

有田宮千代内  
入江助七

弓手ノ足

同内  
中間右衛門太郎

とあり、日名内、有田は以前内の者に、川井は家子に属していたから、このころには以前の家子・内の者はいずれも中間を従え、その区別はなくなつてゐたことがこれによつても知られる。したがつて十六世紀前半の家臣団構成は次のようになる。



理由の一つに沼田小早川氏との対抗があつた。嘉吉三(一四四三)年弘景は置文の中で沼田方に油断しないよう子孫を戒め、竹原小早川一族親類惣領の沼田方への奉公を禁じ、堀・櫓のある要害を構築している。本宗権から独立して領主制を形成しようとする意図が明瞭にうかがえる。それとは反対に、所領内では徳人をねんごろに扶持すべきことを説いているのは、商業を積極的に保護し、領内商品流通を活発にして領主制形成に資したいという意図を示すものといえよう。このようにみえてくると竹原小早川氏を本宗から

出た庶子家の一つというふうにとらえる北爪氏の説は妥当ではなく、庶子家という位置にとどまらず、沼田小早川氏と並ぶ領主制を形成している別個の体制と考えてよいと思われる。竹原小早川氏が後述の庶子家連合に加わっていないことも、それを証明している。

しかしこれらの要求を満すためには、家臣団のもつ矛盾をそれなりに解決することが必要であった。竹原小早川氏の場合、解決の方向は大内氏との接近の中に求められている。先述の置文の中でも、沼田小早川氏への対抗とはうらはらに大内氏との親密さがあらわれており、応仁・文明の乱には大内氏の属する西軍に参加し、大内政弘に従って上洛しており、沼田小早川氏が東軍にひかれているのに対して興味深い現象を呈している。この接近の原因は、竹原小早川氏家臣団内の矛盾に何らかの解決を与えるためであったが、矛盾自体にメスを入れるのではなく、それをそのままにしつつ外部から強化しようとするかたちをとっている事に注意しなければならぬ。これが室町期の在地領主制に内在する弱点であり、上級権力が崩壊する過程で再び同じ問題をかかえねばならないことになり、今度は自らの力

でそれに対応できるかどうか、戦国期、近世初期の動乱の中に生き残りうるかどうかを決定する鍵ではないかと思う。

① 小早川家証文一、五。  
② 小早川家文書六八、但し応永十八年義春は二男徳平にも所領を与えており、これは例外である。

③ 第Ⅱ表参照。

④ 小早川家証文三三三。

⑤ 小早川家証文三六七。

⑥ 小早川家証文四〇一。

⑦ 第Ⅱ表及び小早川家証文四〇一参照。

⑧ 小早川家証文四〇一。

⑨ 小早川家証文二六四、四二五。

⑩ 小早川家証文四二九、四三一、四三二。

⑪ 小早川家証文三五二。

⑫ 北爪真佐夫氏「南北朝―室町期の領主制の発展について―小早川氏の惣領制解体化と関連して―」(『歴史学研究』二四〇)。

⑬ 小早川家証文八九。 ⑭ 小早川家証文一五一。

#### 四

椋梨氏は沼田新庄を得て分家したが、その後多くの庶子を出して所領を分け与えたため、室町期その所領はわずかに新庄内椋梨・和木を中心とする地域に限られていた<sup>①</sup>。ここでの耕地状況をみておくと、永享二(一四三〇)年椋梨村



は十六町三反二百八十歩とされており、これは鎌倉時代の「正檢注目録写」記載の椋梨子村総田數三十九町九反小に比べて半分以下であり、しかもその三分の一以上が不作河成となっている。和木村一方を所領としていた和木氏の場合も同じく三分の一が不作河成である。特にこの年天災が襲ったという記録も見当らないから、こうした耕地状況は西国ではかなり一般的であったのかもしれない。とするとこのような耕地の質の悪さは、西国人層がいずれも大所領をもっていることと関係があるのではないだろうか。

沼田小早川氏、竹原小早川氏に比べて椋梨氏の最も特徴的な性格は、他の庶子家との結束の強いことである。椋梨氏は永享三（一四三二）年、上山・大草・和木氏とそれぞれ別的に、しかし同じ内容で契約している。<sup>⑤</sup>

一、公方御公事守護役、同心可申談事

一、惣領方之大事、依時宜同心申談可立事

一、契約衆有他人合力時、共可合力事

一、惣領方兄弟親類引分被扶持候時、難叶由同心可申事

一、此同心之中、若法非之申申仁候者、寄合申可口入仕事

これを見ると、衆中の力で惣領権（公事配分徴収権）や惣

領家の大事に対処しようとしているのであり、その背後には、庶子家個々の力では惣領家に対処できないという事態があると考えられる。第四条はこの契約中最も強い語調で述べられており、この契約の眼目であると思われるが、その第四条に明らかのように、惣領家の、庶子家の兄弟親類からでも家臣化しようとする動きがあり、そのような惣領家の攻勢に対して、契約を結ぶとうかたちで庶子家の力を結集することによって、家臣化を阻止しようとしているのである。したがってこの契約については、庶子家連合に主要な意味を見出すことより、惣領家の強権がたえず椋梨氏らに圧迫を加え、なかでも沼田小早川氏の庶子家の兄弟親類からでも家臣化しようとする根強い領主制強化の動きが察知されることの方が、重要ではないかと思う。

以後椋梨氏は竹原小早川氏のように独立の領主制を形成する方向に進まず、椋梨家系に限らず広く小早川氏の庶子家との連合の中に生きる道を求めている。それは永享八（一四三六）年の沼田小早川家の庶子近宗氏と椋梨氏の兄弟一分の誓約<sup>⑥</sup>に示される方向で、嘉吉二（一四四二）年には秋光、乃美、清武、野浦氏や椋梨庶子家の和木、小田、大草

氏らとともに盟約を結び、惣領が非分の言いつけをしき場合の衆中の結束を約している。<sup>⑦</sup>

庶子家連合が最も明確なたちをとったのは、宝徳三(二四五)年の一家中連判契約状<sup>⑧</sup>においてである。

一、大小事共相互不可捨事

一、一家中(庶)惣祖子彼官人惣領方へ出事可停止、若惣領方於有許要者、同心可申歎事

一、雖為惣領、無理子細承者、一同歎可申事

一、為一族惣領致緩意輩者、衆中可加成敗事

一、惡衆力対自他致無理者、可放衆中事

椋梨氏を含む十三の庶子家の間に結ばれたこの契約の文面からは、北爪氏も指摘されるように、永享ごろの惣領家による庶子被官人吸収の動きがいつそう明確化しており、庶子家は共同でそれをおさえようとしていることがわかる。

また庶子家は、惣領家の地位と権限を肯定しながらも、その領主権をおびやかされることに対しては反撥している。

このように、ここにおいても惣領家の庶子に対する統制強化と家臣化傾向が強く印象づけられるのであり、このことは、今まで衆中の契約に参加していた和木、大草氏の名が

この時点でみられず、惣領家の家臣化したのではないかと思われることによっても推測される事態である。

庶子家内部に兄弟親類被官人らの自立化要求があり、しかもそれをとらえるのは庶子家督ではなく、沼田本宗家であることに、沼田小早川氏の領主制発展をうかがい知ることができるのである。すなわち、これらの契約の背後に一貫して存在したのは惣領家の庶子家内部に対する家臣化の動きであった。とすると惣領家はこのころより庶子を庶子としての従来<sup>⑨</sup>の地位にとどめておかず、家臣化を計っており、手はじめに庶子家内部の兄弟親類等を吸収していったのだと考えられる。この時期はまた、惣領家における惣領職成立の時期とも一致している。したがって沼田小早川氏は、惣庶関係を主従関係へと転換しようとして、庶子所領その他への統制をはかり、庶子の家臣化をめざしているのであり、現実<sup>⑩</sup>にその方策は実現されつつあったことは前にみた。それ故、庶子家は個々の力ではなしえないこのような事態への対抗の方法として、一揆契約を結んだが、こうした両者の対立の時期に惣領職は独自の役割を果し、これをテコとして惣領家は一挙に領主制の再強化(庶子の家臣



化がその中核となる)を行ない、庶子に対する決定的な優位を確立したのである。

ここで、庶子家連合中椋梨氏はどのような位置にあったかを見ておきたい。永享・嘉吉の場合、庶子連合の契約の宛先は椋梨氏とするという形式をとっているが、残っている史料が椋梨氏関係のものだけであるので何ともいえない。しかし宝徳の契約は、各庶子家が一つの円の中に署名していることに示されるように(傘連判)、庶子家間の関係は対等であり、椋梨氏も連名者の一員にすぎない。この背景には、寛正二(二四六)年の「小原川家中使節役銭支配状」<sup>⑩</sup>において、十七の庶子家のうち椋梨氏は乃美氏につぐグループ(生口、梨子羽、椋梨、土倉、小田)に入っており、椋梨家系の庶子よりは大勢力をもっていたが、これら沼田小早川氏系の庶子家と同程度の勢力である、という事実があったためである。なおこの支配状に高崎氏が名を連ねていることから、永享ごろ椋梨氏の所領であった高崎浦<sup>⑪</sup>は椋梨氏の手を離れ、このころにはわずかに椋梨村・和木村一方が椋梨氏の所領であったことが知られる。

応仁・文明以後には庶子家はこのような連合形態も維持

しえず、二で述べたように次第に惣領家の家臣団に組み込まれていくことになる。そして天文二十一(二四五)年椋梨氏は小早川隆景から八町五反の給地を宛行われているように、隆景によって沼田・竹原両小早川氏が統一される戦国末・織豊期には家臣となっていたのであり、他の庶子家も時期のずれはあるにしてもこうした過程をたどっていたのである。つまりこの段階では全く大名とその家臣という関係に帰着しているのである。

隆景の家臣団支配については、少ない史料から判断しなければならぬので完全ではないが、天文十九(一五五〇)年―二十三(一五五四)年ごろと天正十四(一五八六)年ごろでは隆景の知行宛行状の内容が異なっており、前者は単位が名・面積・貫文・石とさまざまであるのに、後者は貫文・石に統一されている<sup>⑫</sup>。このことは、毛利氏との関係及び統一政権との接触の中で、小早川氏が家臣団に統一基準による知行安堵を行なうことにより、いっそう家臣団の従属とその土地からの分離を進展させていったことを意味すると思われる。

⑩ 小早川家文書九九、一〇二、小早川家証文五四一。

- ② 小早川家証文五四一。
- ③ 小早川家証文八。
- ④ 小早川家証文五四二。
- ⑤ 小早川家文書一〇四、一〇五、一〇六。
- ⑥ 小早川家文書一〇七。
- ⑦ 小早川家証文四六〇。
- ⑧ 小早川家文書一〇九。
- ⑨ 北爪氏前掲論文。
- ⑩ 小早川家文書一〇八。
- ⑪ 小早川家証文五四一。
- ⑫ 小早川家文書一三九。
- ⑬ 萩藩閩録九五、一〇〇等。

## 五

本宗家沼田小早川氏も、竹原小早川氏も、室町期、領主制を独自に形成・発展させている点では共通であるが、その内容に若干の相違がある。

沼田小早川氏はまず荘園領主に対して十四世紀から十五世紀はじめにかけての時期に請切りを確立し、在地に対する一元的領主権をうちたてていき、庶子家分所領をも十五世紀半ばまでに「惣領職」を成立させることによって包含する体制をつくりあげた。庶子に対してはそのほか最終的な所領進退権、領家分の配分徴収権等をもって統制していたが、庶子家側にも一揆的結合とならんで庶子自身の惣領への求心化要求や庶子家内兄弟親類等の自立化要求があり、それらを本宗家は適確にとらえた。いっぽう本宗家は室町

期より直属の家臣（本宗家被官）を養成し、応仁・文明以後にはそれまで独立していた庶子と被官とを、同じく代官として配置する支配機構へと転換している。そして単独相続が完成したとみられる十六世紀はじめごろまでには庶子の家臣化を完成し、均一な家臣団をもって検地を行ないうるほどの強力な領主制を築き上げている。十五世紀半ばの惣領職の成立は、沼田小早川氏の庶子家に対する統制強化を意味するが、これはこのような沼田小早川氏の在地領主制の強化を基礎にしてはじめて成立しうるものであるから、惣領職の成立は沼田小早川氏の領主制再編強化の一転機を示す指標であるといえる。と同時に、庶子家連合が惣領家の領主制と明確に対立する時期には、独自の役割を果し庶子統制の道具として領主制の再編強化を促進したのである。このような体制が惣領家の主導のもとに形成された原因は、基本的には領内農民の存在形態の変化に対応するためであり、特殊的には安芸国での守護権の弱さのゆえに、国人層はその武力的保障を一族内の結集に求める他はなく、国人領主相互の対立の中で独自に領主制を維持するためには惣領家への求心化が要請される、という点にあった。しかし

その主要な原因は、いちはやく本宗被官の養成に重点をおき家臣団の中核とすることができた点にあり、それによって惣領家は庶子家を配下に組織する主導権を握ったのであった。

これに対して竹原小早川氏は単独相続を原則として別分所領をもつ庶子の分出を極力おさえ、都宇竹原庄を中心とする連続した一つの地域を所領の中核として、そこでは領域的一円支配を行ない、さらに領家に対する事実上の請切り、守護に対する不入権を獲得して一元的領主権を確立していった。このような領主権の武力的保障として、十五世紀中ごろまでに庶子の一部を家臣化し、庶子のほか地侍的農民や農民をも組みこんだ家臣団を編成しており、十六世紀はじめごろには、ここにおいても家臣団の整備・均一化が進展している。

しかし両家とも室町期の家臣団はまだ不完全なものであったから、それを外部から補うために（矛盾の解決策を外に求めたのがこの期の在地領主の特徴である）、またこの時代の経済的な中央依存体制<sup>①</sup>、たえまない戦乱の連続等のために、室町幕府や大内氏の権威を必要としたが、このような家臣

団をもつことによって農民支配権は強化され、他の国人層に対抗して領主制を維持しえたのである。

沼田小早川氏も竹原小早川氏も、室町期に荘園領主や守護の権力を排除して一元的領主権を確立し、庶子・直屬家臣その他からなる家臣団を形成し、戦国期になると家臣団の均質化を遂行した点では共通であるが、両者の最も異なる点は、竹原小早川氏は別分所領をもつ庶子を家臣化できなかったのに対し、沼田小早川氏は別分をもつた庶子を配下に組織しえた点であり、それには惣領職が独自の役割を果たした。直屬被官を中核とし、別分をもつ庶子をも組み入れた家臣団をもつことによって、戦国期の沼田小早川氏の領主制は一段と強化されたのである。竹原小早川氏の家臣団では非血縁の内の者は家子よりも重視されていなかったが、沼田小早川氏は直屬の被官を所領支配の中核にいたのであり、両家臣団の質的な相違がその在地領主制の性格を規定していたのである。

庶子家の側では、独自に強力な領主制を展開する要素に欠けていたため、庶子家連合（一揆契約）によって惣領家と対抗する道をとらざるをえなかった。そしてこの衆中契

約よりわかることは、惣領家の庶子家内兄弟親類等の家臣化傾向であり、主にこれを阻止するために一揆契約を結んだのであるが、彼らの家臣化は沼田小早川氏に求心化しつつあり、棟梨氏を含めた庶子家督自身、早いものは室町期より、大部分は応仁・文明以後一揆契約を解体して家臣化のコースをたどり、戦国末には家臣として惣領家から知行給与される存在となっている。したがって各庶子家が独自に在地領主制を形成していた時期は鎌倉末、室町前期までであり、室町中期永享ごろには庶子の独自の領主制は早くも矛盾を露呈していたのである。

以上みてきたように、室町期の西国における在地領主制の意義は、領主的土地所有を一元的土地所有に進展させた点にあった。しかし(1)その家臣団は統一基準によって編成されたものではなく、家臣(なかでも庶子)の従来の土地・農民支配を認めており、(2)農民層に対して従来の統治形態を引継ぐのみであったこと等の矛盾が内包されていた。したがって戦国期の在地領主制の意義は、これらの矛盾をまがりなりにも解決した点にある。つまり家臣団の均一化、知行宛行いに対する統一基準の採用、それによる家臣の土

地からの分離の推進、檢地に代表される新たな農民支配形態の模索がそれである。戦国大名はこのような在地領主制の量的拡大形態であり、また領国形成の時点では質的により強化されたものであるといえると思う。

なお、小早川氏の商品流通とくに遠隔地商業との関係については、今井氏、河合氏、佐々木氏らのくわしい研究がある<sup>②</sup>。ここでは省略するが、これまでみてきた家臣団の商品流通との接触について、小早川氏はどのような態度をとり、それは何を意味するのか、については述べておきたい。沼田小早川氏の領内商品流通への態度を示すものに、暦応三(一三四〇)年の宣平「置文」<sup>③</sup>及び文和一(一三五三)年の貞平の「市場禁制」<sup>④</sup>がある。「置文」は小早川氏の被官人が、小早川氏の館の付近を離れて市場に居住することを禁止したもので、表向きの理由は「御あたりをあらし」「当座ぎとの事に御用を闕、もしいかなる事もあらん時へ、御用に立かたし」という軍事的なものであるが、家臣の館周辺集住を促したもので、つまり士商分離の最も早い例として、今までも注目されている<sup>⑤</sup>。また「市場禁制」は三条よりなり、第一条では小早川氏の被官人が市場に居住す

ることを禁じ、第二条では小早川氏の若殿原が市場住人の娘を妻妾とすることを禁じ、すでに縁組みをしたものは改めるに及ばないが、以後は許さないというものであり、第三条では市場の検断・雑務汰沙は今後小早川氏の御前で行なうことを命じている。この禁制をみても、士・商分離と沼田小早川氏の領主側からの商業統制という二つの方針が定められ、実行に移されていることが知られる。そしてさらに重要なのは、佐々木氏も推察された如く、これらの史料にみられる士身分の館付近への集住、士・商分離の方向は、同時に士身分の農業経営からの分離、家臣団の自己所領からの遊離、つまり士・農分離の方向をも示唆していることである。これまでの研究はその点を指摘するに終っていたが、私は今までみてきたことから、これを次のように意味づけている。つまり南北朝期にそのきざしがみえた士・農分離の方向は、沼田小早川家にみられる室町期よりの惣領家被官の養成となって具体化したと考える。惣領家被官は沼田小早川氏の家政機関として、惣領家直屬のかたちで育てられてきたものであり、庶子家のように所領経営を

行ないつつ家臣化したものと異なって、最初から農業経営から遊離していたと思われる。このような惣領家被官が養成されたことは、士・農分離を基本とする家臣団が形成されたことを意味し、それによって軍事力ばかりか領内農民支配は強化されたのであり、戦国期に検地を行なうほどになっっているのも、こうした家臣団が存在したために他ならない。したがって小早川氏の遠隔地商業推進の基礎には、室町期を通じての、小早川氏のきわめて強力な領主制貫徹と商業掌握があったものと考えられる。

① これについては永原慶二氏「南北朝と室町期の再評価のための二、三の論点」『日本史研究』六〇）等を参照。

② 今井林太郎氏「安芸國沼田庄における市場禁制」『歴史教育』一一九、河合正治氏「小早川氏の発展と瀬戸内海」『瀬戸内海地域の社会史的研究』所収、佐々木銀弥氏『莊園の商業』。

③ 小早川家証文一九。④ 小早川家証文二五。

⑤ 今井氏、佐々木氏前掲書。⑥ 佐々木氏前掲書。

付記 本稿作成にあたって、現地の梅本秀夫氏、米沢太郎氏、本郷町教育委員会の方々にお世話になった。あつく御礼申しあげる。

（京都大学大学院学生）

The Seigneurial Regime of the *Kobayakawas*  
in *Muromachi* and *Sengoku* Era

By

Yasuko Tabata

The present paper deals the historical characteristics of the *Kobayakawas* 小早川氏, one of the typical medieval land lords, especially the change of the *eldest son inheritance system* 惣領制 and the formation of *land retainers* 家臣団.

The *Nutakobayakawa* family 沼田小早川氏 is the head one of the *Kobayakawas*, from which about twenty kinsmen established branch families. Two families of them, the *Takeharakobayakawas* 竹原小早川氏 and the *Mukunashis* 椋梨氏, were larger than the others.

*Sôryoshiki* 惣領職, established in the second quarter of the 15th century, clearly indicates the change of seignorial regime of the *Kobayakawas*, the subordination of kinsmen to the *Nutakobayakawas* inherited by the eldest son, and on the other hand it promotes the change. In the same era the *Nutakobayakawas* formed immediate vassals and organized them into land retainers including obedient kinsmen to the *Nutakobayakawas*. It may be said that the *Nutakobayakawas* stationed retainers in the domains and established their strengthened system governing peasants in the turbulent period of *Ohnin-Bunmei* 応仁・文明期.

In *Muromachi* era 室町時代, the *Takeharakobayakawas* and the *Mukunashis* were different from the *Nutakobayakawas* in the mode of existence viewed from the form of seignorial regime. But in the *Sengoku* era 戦国時代, the *Mukunashis*, having none of retainers, came to be subject to the *Nutakobayakawas*. On the other hand, the *Takeharakobayakawas* established their own seignorial regime against the *Nutakobayakawas*. Although both of them had lord retainers, the *Takeharakobayakawas* differed from the *Nutakobayakawas* in that the former could not subordinate kinsmen possessing their own feudal estates.